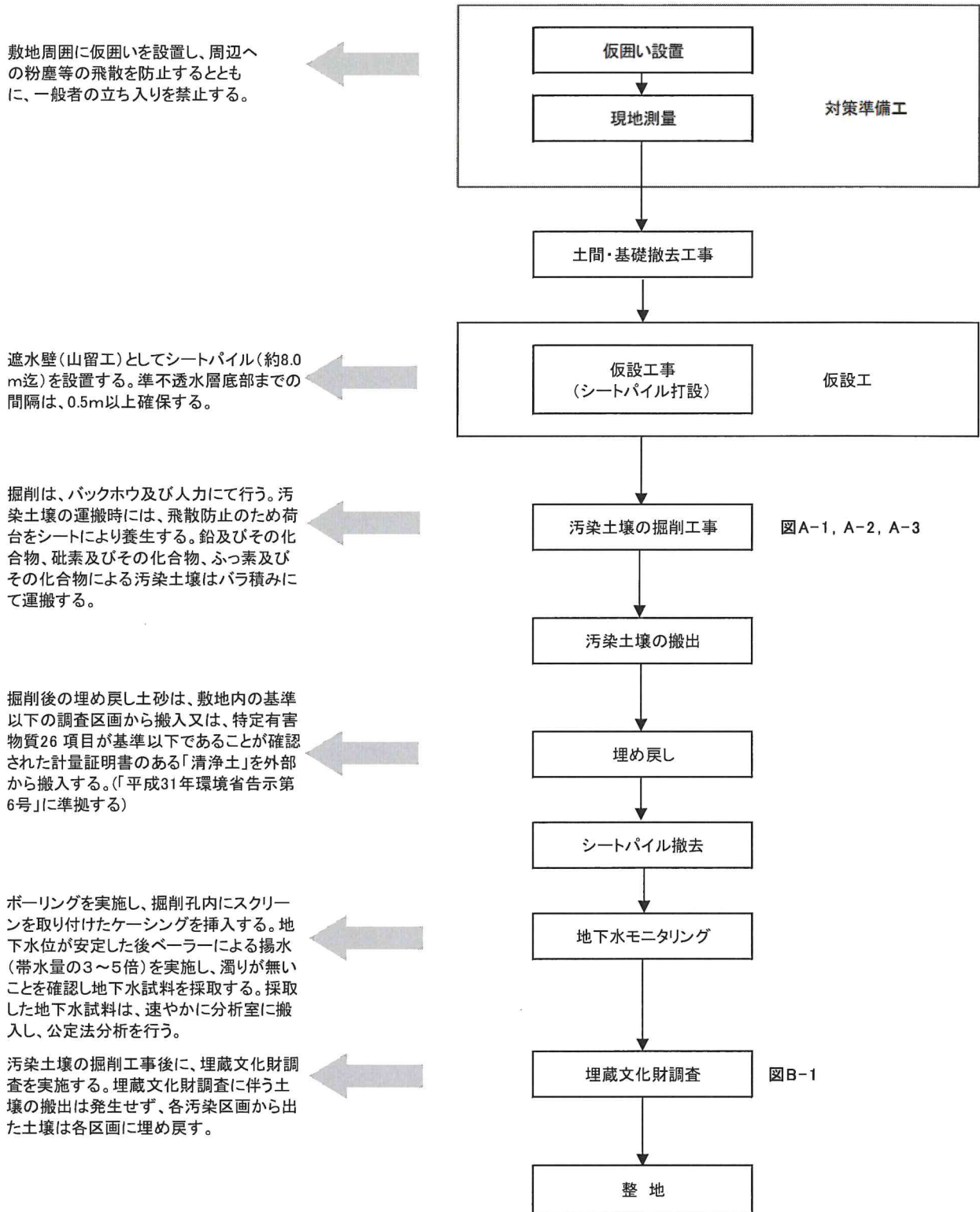


## 工事概要

- 1-1. 土地の改変の種類 : 既存建物の土間基礎解体・土留め・土壌の掘削  
・埋め戻し
- 1-2. 要措置区域等の所在地 : 【住居表示】東京都墨田区本所1丁目3番7号  
【地番表示】東京都墨田区本所1丁目2番2
- 1-3. 要措置区域等の面積及び土地の形質の変更の対象面積 : 事業場の敷地面積 6,465.19 m<sup>2</sup>  
土地の形質の変更の対象面積 933.40 m<sup>2</sup>
- 1-4. 土地の改変の目的 : 要措置区域等において、既存建物の土間基礎解体・土留め・土壌の掘削・埋め戻しを実施する。
- 1-5. 土地の所有者 : 京浜急行電鉄株式会社  
神奈川県横浜市西区高島1丁目2番8号  
取締役社長 川俣 幸宏  
  
株式会社長谷工コーポレーション  
東京都港芝二丁目32番1号  
代表取締役社長 池上 一夫
- 1-6. 対策工事施工者 : 株式会社長谷工コーポレーション  
東京都港区芝二丁目32番1号  
代表取締役社長 池上 一夫
- 1-7. 土地の改変の実施期間 : 着手日：令和6年 5月 7日  
完了日：令和6年 12月 28日（予定）
- 1-8. 参考法規等 : ①土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）  
②土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）  
③土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）  
④土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について（平成31年環水大土発号 第1903015号）  
⑤土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン 改訂第3.1版（令和4年8月 環境省）

## 添付資料 3. 土地の形質の変更に伴う施工方法の内容

### 3-1. 施工フロー図



図A-1, A-2, A-3

図B-1

### 3-2. 施工会社

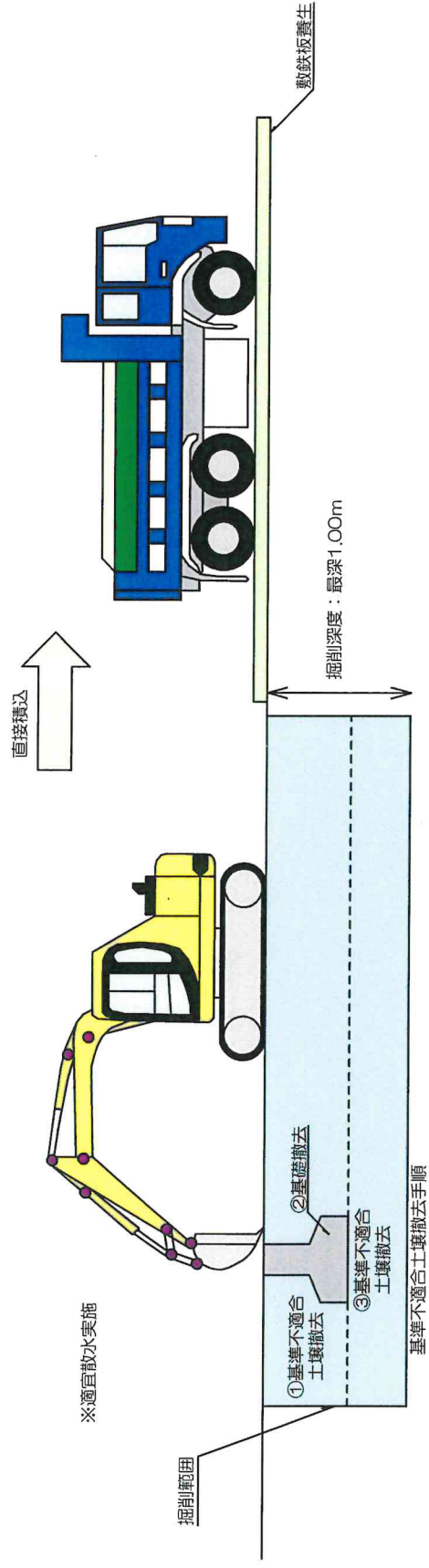
工事施工： 株式会社長谷工コーポレーション  
東京都港区芝二丁目 32 番 1 号  
TEL：03-5765-0554 FAX：03-5765-0559

### 3-3. 汚染土壌の搬出先

株式会社サンドテクノ 市川土壌再利用センター  
（浄化棟処理施設、分別等処理施設）許可番号：第 07810010004 号  
千葉県市川市千鳥町 14 番地



土地の形質の変更の施工方法を明らかにした断面図  
(対象区画：B3-9以外)

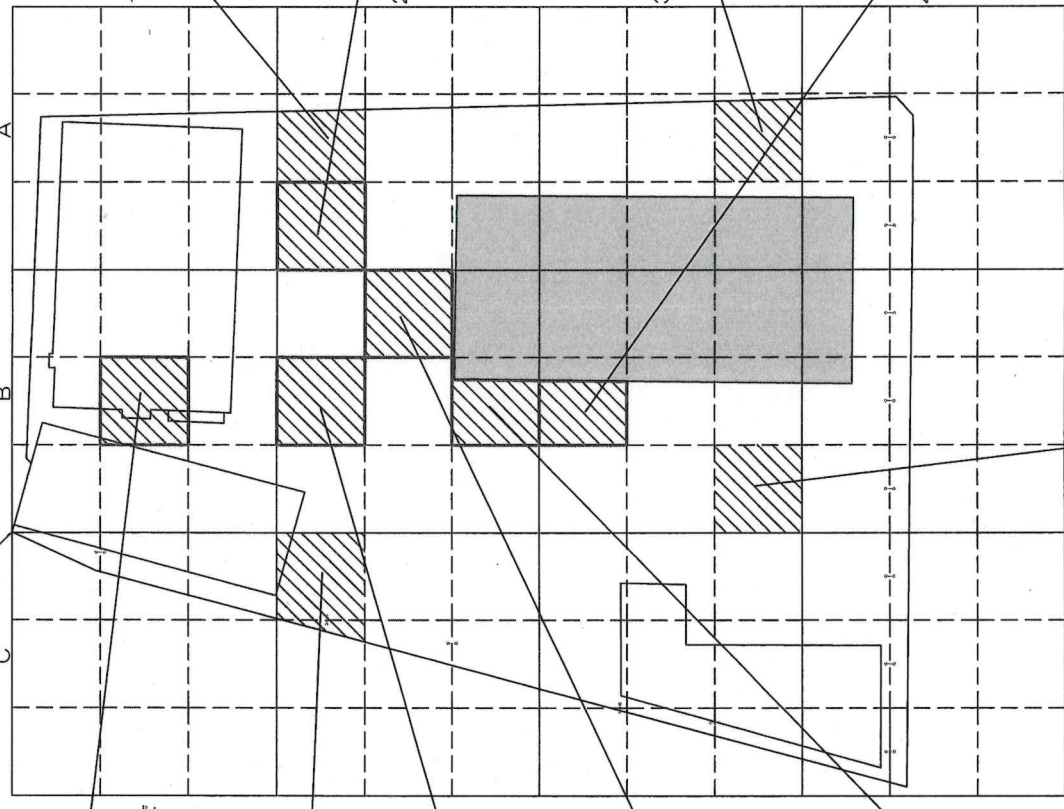


※掘削範囲は地下水よりも上方である。

所在 東京都墨田区本所1丁目地内

土地の形質の変更の終了後における  
当該土地の利用の方法を明らかにした図面

S=1:600



(単位：含有量：mg/kg)

B1-5	
深度	鉛及びその化合物含有量
GL- (m)	460※
表面	56
1.00m	67
2.00m	18
基準値	150以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

対策工事掘削深度

(単位：含有量：mg/kg)

A2-2	
深度	鉛及びその化合物含有量
GL- (m)	240※
表面	99
0.60m	110※
0.75m	6※
1.00m	2※
2.00m	150以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

(単位：含有量：mg/kg)

C2-1	
深度	鉛及びその化合物含有量
GL- (m)	0.015※
表面	0.005未満
0.60m	0.005未満
1.00m	0.005未満
2.00m	0.005未満
地下水	0.005未満
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

(単位：溶出量：mg/L)

B2-2	
深度	鉛及びその化合物溶出量
GL- (m)	0.014
表面	0.005未満
0.60m	0.005未満
1.00m	0.005未満
2.00m	0.005未満
地下水	0.005未満
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

対策工事掘削深度

(単位：溶出量：mg/L)

A2-3	
深度	鉛及びその化合物溶出量
GL- (m)	0.017※
表面	0.004※
0.60m	0.004※
0.75m	0.004※
1.00m	0.004※
2.00m	0.001※
地下水	0.005未満
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

(単位：溶出量：mg/L)

B2-4	
深度	鉛及びその化合物溶出量
GL- (m)	0.013※
表面	0.007
0.60m	0.002※
0.75m	0.005※
1.00m	0.003※
2.00m	0.003※
地下水	0.005未満
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

対策工事掘削深度

(単位：溶出量：mg/L)

B3-2	
深度	鉛及びその化合物溶出量
GL- (m)	0.008※
表面	0.008※
0.60m	0.008※
0.75m	0.008※
1.00m	0.008※
2.00m	0.008※
地下水	0.008※
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

(単位：溶出量：mg/L)

B2-8	
深度	鉛及びその化合物溶出量
GL- (m)	0.015※
表面	0.015
0.60m	0.015
0.75m	0.008
1.00m	0.005未満
2.00m	0.006
地下水	0.005未満
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

対策工事掘削深度

(単位：溶出量：mg/L)

B3-9	
深度	鉛及びその化合物溶出量
GL- (m)	0.016※
表面	0.016※
1.00m	0.016※
2.00m	0.008※
3.00m	0.008※
4.00m	0.008※
地下水	0.008※
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

※埋蔵文化財調査に伴う掘削範囲：GL-3.00mまで

(単位：含有量：mg/kg)

A2-2	
深度	鉛及びその化合物含有量
GL- (m)	240※
表面	99
0.60m	110※
0.75m	6※
1.00m	2※
2.00m	150以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

対策工事掘削深度

(単位：溶出量：mg/L)

A2-3	
深度	鉛及びその化合物溶出量
GL- (m)	0.017※
表面	0.004※
0.60m	0.004※
0.75m	0.004※
1.00m	0.004※
2.00m	0.001※
地下水	0.005未満
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

(単位：溶出量：mg/L)

A3-8	
深度	鉛及びその化合物溶出量
GL- (m)	0.014
表面	0.008未満
0.60m	0.008未満
0.75m	0.011※
1.00m	0.042※
2.00m	0.10※
地下水	0.14
基準値	0.8以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

対策工事掘削深度

(単位：溶出量：mg/L)

B3-2	
深度	鉛及びその化合物溶出量
GL- (m)	0.008※
表面	0.008※
0.60m	0.008※
0.75m	0.008※
1.00m	0.008※
2.00m	0.008※
地下水	0.008※
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

※埋蔵文化財調査に伴う掘削範囲：GL-3.00mまで

(単位：含有量：mg/kg)

B3-2	
深度	鉛及びその化合物含有量
GL- (m)	0.008※
表面	0.008
0.60m	0.008
0.75m	0.008
1.00m	0.008
2.00m	0.008
地下水	0.008
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

対策工事掘削深度

(単位：含有量：mg/kg)

B3-2	
深度	鉛及びその化合物含有量
GL- (m)	0.008※
表面	0.008
0.60m	0.008
0.75m	0.008
1.00m	0.008
2.00m	0.008
地下水	0.008
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果  
凡例：基準超過

※埋蔵文化財調査に伴う掘削範囲：GL-3.00mまで

凡	例
<input type="checkbox"/>	対象地 (敷地境界)
<input type="checkbox"/>	30m格子
<input type="checkbox"/>	単位区画
<input type="checkbox"/>	建物範囲
<input type="checkbox"/>	既存建物地下空掘削 (GL-1.2m)
<input type="checkbox"/>	埋蔵文化財調査範囲
<input type="checkbox"/>	土地の形質を変更しようとする範囲
<input type="checkbox"/>	形質変更時要届出区域
<input type="checkbox"/>	併合区画 (130m以下)

※埋蔵文化財調査は汚染土壌の掘削除去後に行う。

## 添付資料 4. 掘削土量集計表

措置対象となる範囲の面積・深度・土量

単位区画	汚染状態	施工方法	面積 (m <sup>2</sup> )	汚染深度 (m)	汚染土壌 掘削深度 (m)	層厚 (m)	対策土量 (m <sup>3</sup> )
A2-2	鉛及びその化合物	掘削除去	81.20	0~0.50	0.60	0.60	48.72
A2-3	砒素及びその化合物 鉛及びその化合物	掘削除去	100.00	0~0.75	1.00	1.00	100.00
A3-8	ふっ素及びその化合物	掘削除去	92.60	0~0.50	0.60	0.60	55.56
B1-5	鉛及びその化合物	掘削除去	100.00	0~0.50	0.60	0.60	60.00
B2-2	砒素及びその化合物	掘削除去	100.00	0~0.50	0.60	0.60	60.00
B2-4	砒素及びその化合物	掘削除去	100.00	0~0.50	0.60	0.60	60.00
B2-8	砒素及びその化合物	掘削除去	74.60	0~0.75	1.00	1.00	74.60
B3-2	砒素及びその化合物 鉛及びその化合物	掘削除去	72.90	0~0.50	0.60	0.60	43.74
B3-9	砒素及びその化合物	掘削除去	100.00	0~2.00	2.50	2.50	250.00
C2-1	砒素及びその化合物	掘削除去	112.10	0~0.50	0.60	0.60	67.26
形質変更を実施する区域の合計			933.40				819.88

### 5-1. 騒音・振動対策

重機はすべて低振動低騒音型建設機械を使用する。振動及び騒音には注意を要するので、油圧破碎機の使用によって公害の発生を最小限にする工法を採用する。不必要なエンジン音は極力避けて騒音の発生を防ぎ、周囲に迷惑をかけない様に十分に注意をして作業する。また、全作業員が十分に気を付けて事故、苦情のない様にする。

工事中の騒音・振動を伴う作業においては、環境確保条例等関係法規を遵守し、騒音・振動の低減に努める。

### 5-2. 粉塵対策

#### 5-2-1. 飛散防止

土壌の掘削時には汚染土壌の飛散等を防止するため、敷地周囲に仮囲いを設置する。

また、ダンプトラックへの積込時には汚染土壌の飛散等を防止するため、仮置きせずにバックホウ等でダンプトラックに直接積み込む。

ダンプ走路には敷鉄板を設置し、散水などの適切な対策により、飛散防止に努める。

#### 5-2-2. 飛散土壌

施工により飛散した土壌等は乾燥後に粉塵の元となるため、直ちに清掃する。

重機のキャタピラ、ダンプトラックのタイヤに付着した土壌等については、払い落とし、回収後に汚染土壌として処分する。

### 5-3. 転落防止

掘削箇所は、転落防止のため、カラーコーン若しくはトラロープ等で明確にし、周辺住民の立ち入り禁止措置を行う。

### 5-4. 作業員安全対策

作業員は、汚染土壌の接触ないように長袖長ズボン作業服、手袋を使用する。また、作業環境により粉塵吸引が考えられる場合には防塵マスクを着用する事とする。

### 5-5. お知らせ看板

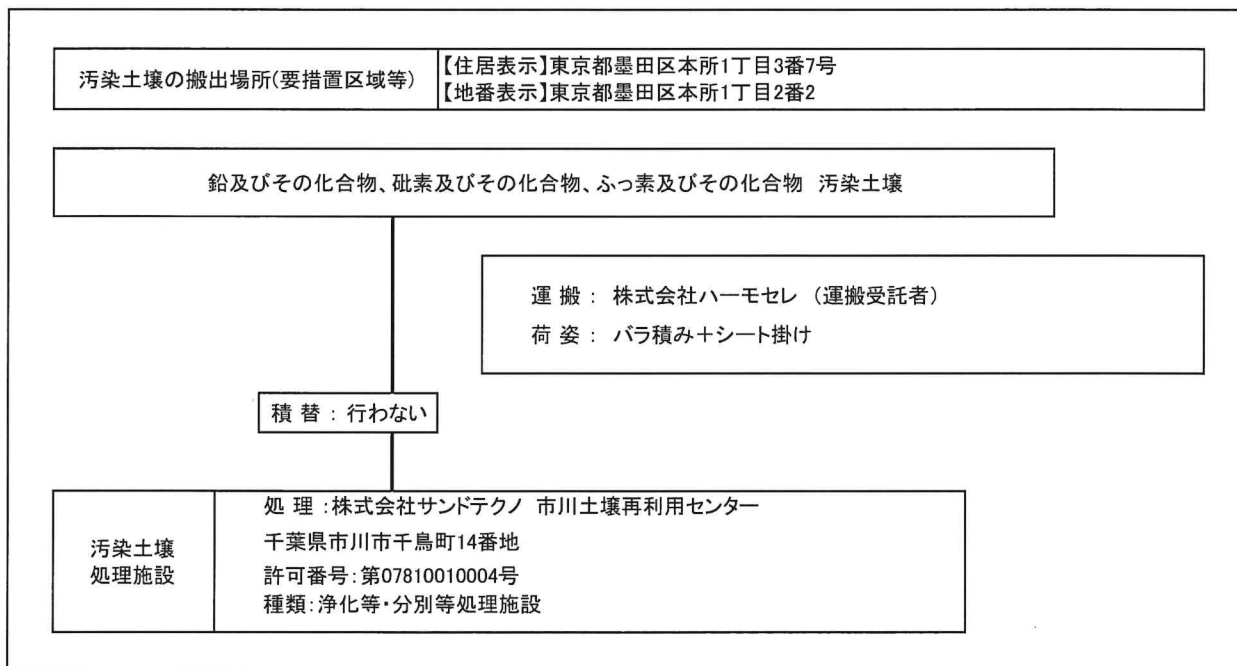
お知らせ看板を対象地の周囲の外部から見やすい場所に掲示する。

## 工事概要

- 1-1. 土地の形質の変更の種類 : 既存建物の土間基礎解体・土留め・土壌の掘削・埋め戻し
- 1-2. 土地の形質の変更の場所 : 【住居表示】東京都墨田区本所 1 丁目 3 番 7 号  
【地番表示】東京都墨田区本所 1 丁目 2 番 2
- 1-3. 汚染土壌の体積 : 819.88 m<sup>3</sup> (汚染土壌の面積 : 933.40 m<sup>2</sup>)
- 1-4. 汚染土壌の搬出等の期間 : 汚染土壌の搬出の着手予定日 2024 年 6 月 1 日  
汚染土壌の搬出完了予定日 2024 年 9 月 30 日  
汚染土壌の運搬完了予定日 2024 年 9 月 30 日  
汚染土壌の処理完了予定日 2024 年 10 月 30 日
- ※汚染土壌の運搬は、要措置区域等外へ搬出した日から、運搬、積替え及び保管を含めて30日以内に終了する。  
なお、再処理汚染土壌処理施設への2次運搬である場合には、汚染土壌処理施設の外へ搬出した日から30日以内に運搬を終了する。
- 1-5. 対策工事施工者 : 株式会社長谷工コーポレーション  
東京都港区芝二丁目 32 番 1 号  
代表取締役社長 池上 一夫
- 1-6. 汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 : 株式会社サンドテクノ 市川土壌再利用センター  
(浄化等処理・分別等処理施設)  
許可番号 : 07810010004 号  
千葉県市川市千鳥町 14 番地
- 1-7. 汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 : 株式会社ハーモセレ  
所在地 : 東京都中央区新川 1 丁目 19 番 7 号  
YOSHIKAWA BLDG. 2 階
- 1-8. 汚染土壌を処理する施設の所在地 : 株式会社サンドテクノ 市川土壌再利用センター  
(浄化等処理・分別等処理施設)  
許可番号 : 第 07810010004 号  
千葉県市川市千鳥町 14 番地
- 1-9. 参考法規等 : ①土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)  
②土壤汚染対策法施行令 (平成 14 年政令第 336 号)  
③土壤汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号)  
④土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について  
(平成 31 年環水大土発号 第 1903015 号)  
⑤汚染土壌の運搬に関するガイドライン 改訂第 4.2 版  
(令和 6 年 4 月 環境省)

## 添付資料 3. 汚染土壌の運搬の方法

### 3-1. 運搬フロー図



### 3-2. 運搬体制

株式会社ハーモセレ

東京都中央区新川1丁目19番7号 YOSHIKAWA BLDG. 2階

※協力会社の一覧は、別添「汚染土壌の運搬の用に供する自動車等に関する書類」参照。

### 3-3. 運搬等の方法

#### ①運搬に伴う有害物質等の飛散等及び地下浸透を防止するための措置

- ・掘削現場に鉄板を敷き、タイヤへの汚染土壌の付着を防止します。なお、汚染土壌が付着した場合は、敷地内において、タイヤの洗浄を行います。
- ・自動車への積込み作業中に散水を行います。
- ・自動車の荷台全面を浸透防止シートで覆います。
- ・雨天時や強風時は、現場での積込み作業を中止します。

#### ②運搬に伴う悪臭、騒音及び振動による生活環境保全上への支障を防ぐ措置

- ・積込みには、低騒音型かつ低振動型の建設機械を使用します。
- ・積込み時に悪臭がないことを確認します。なお、悪臭が確認された場合は、汚染土壌をフレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）に入れて運搬します。
- ・使用する自動車の最大積載重量及び法定速度を順守します。

### ③緊急時の対応

- ・事故等を未然に防ぐための注意事項等について、事前に作業員等への教育を行います。
- ・緊急連絡体制、緊急時の対応マニュアルを整備し、運搬車両等に備え付けます。

### ④自動車等及び運搬容器の構造

- ・汚染土壌の運搬には、陸運時はダンプトラックを使用し、荷台全面を浸透防止シートで覆います。

### ⑤運搬用に供する自動車等への表示等

- ・使用する自動車の外側の両面に、縦横5cmの大きさの文字を用いて「汚染土壌運搬車」との表示を行います。
- ・汚染土壌を運搬中の自動車には、運搬中の汚染土壌の管理票を備え付けます。

### ⑥運搬の過程における汚染土壌とその他の物との混合

- ・運搬の過程において、汚染土壌とその他の物との混合は行いません。

### ⑦運搬の過程における汚染土壌からのコンクリートくず等の分別

- ・運搬の過程において、分別行為は行いません。

### ⑧異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌との区分

- ・異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌との混載は行いません。  
(使用する自動車は、当該要措置区域等における汚染土壌の運搬を専属とします。)

### ⑨汚染土壌の引渡し

- ・汚染土壌の引渡しは、届出書に記載した株式会社サンドテクノの施設（千葉県市川市千鳥町14番地）でのみ行います。

### ⑩汚染土壌の運搬の期限

- ・汚染土壌の運搬は、搬出の日から30日以内に終了します。

搬出完了予定日： 2024 年 9月 30日

運搬完了予定日： 2024 年 9月 30日

### ⑪汚染土壌の管理票の交付又は回付

- ・汚染土壌運搬契約において、管理票の交付又は回付を受けた者は、記載事項を確認するとともに、自動車登録番号又は運搬担当者の氏名及び汚染土壌を引き渡した年月日を記載して、汚染土壌の引渡しの相手方に回付します。

### ⑫運搬の委託

- ・汚染土壌の運搬を他人に委託しないこととします。